

庁舎等の使用効率等実態監査の概要

平成19年4月13日

財務省四国財務局

庁舎等の使用効率等実態監査

1 監査の目的

既存庁舎等の使用効率等を的確に把握し、その結果を使用調整に反映させることを目的として、庁舎等の使用効率等実態監査を実施。

2 監査対象財産

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律115号）第2条第2項に定める庁舎等
（注）研修教育施設、試験研究施設、病院等施設、裁判所、国会議事堂、行刑施設、防衛省（自衛隊）施設及び在外公館等を除く。

3 監査期間等

区 分	第1年次監査 （平成18年4月～19年3月）	第2年次監査 （平成19年4月～20年3月）	第3年次以降監査 （平成20年4月～）
監査対象地域等	東京23区及び 道府県庁所在都市等	第1年次に監査を 実施しなかった地域	監査実施後において、職員の削減・増員、業務の縮減・増加が確認された庁舎等

（注）18年度四国管内監査実施地区

香川県：高松市、坂出市

徳島県：徳島市、小松島市、阿南市

愛媛県：松山市、新居浜市、西条市

高知県：高知市、四万十市

4 監査項目

下記の項目等について監査を実施し、使用調整対象面積（余剰面積）を把握する。

- ① 事務室（現有面積、基準面積、基準面積を超過している現有面積の使用実態）
- ② 会議室（現有面積、基準面積、稼働率（利用時間、利用人員）、他の室への代替性並びに集約化及び共用化の可否、特別会議室等について利用人員からみた面積規模）
- ③ 固有業務室（現有面積、基準面積、稼働率（利用時間、利用人員）、利用実態）

国有財産法及び庁舎法に基づく監査の実施

今後の国有財産の制度及び管理処分のある方について（抜粋）

（平成18年1月18日 財政制度等審議会答申）

第3 改革の具体的方策

1. 効率性の向上を図るための具体策

（1）既存庁舎等の効率的な使用の推進

① 使用調整の徹底

今後、行政組織の見直し等によって生ずる既存庁舎等の過不足の解消が重要な課題となることが見込まれることから、これまで以上に既存庁舎等の効率的な使用を推進していく必要がある。

（中略）

② 効率性を重視した監査

今後、これまで以上に各省庁に対して国有財産の効率的な使用を求めていくに当たっては、従来の土地の有効利用の観点に加え、既存庁舎等の使用効率等についても、こうした実態調査をはじめとする監査を通じて的確に把握し、上記①のとおり、その結果を既存庁舎等の効率的な使用に一層反映させるよう努めることが適当である。

（後略）

（参考1）国有財産法（抜粋）

第九条の五 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。

第十条 財務大臣は、前条に規定する国有財産の適正な方法に寄る管理及び処分を行うため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する国有財産についてその状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

（参考2）国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）

第三条の二 財務大臣は、庁舎等の適正かつ効率的な使用を図るため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その所管に属する第二条第二項第二号に掲げる庁舎等について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は部下の職員に実地監査を行わせることができる。